

エコキュート低周波音健康被害製造物責任訴訟におけるコンセプト

本訴訟は、平成21年4月以来、境界付近に設置されたエコキュートが発する低周波音によって、隣家の住人が不眠・吐き気・目眩・頭痛・耳鳴り・鬱症状等の健康被害を受けてきたとして、エコキュート製造メーカー等に対して損害賠償を求めるものです。製造メーカーに対して隣家住人への健康被害発生の危険を予見できたのにそれを防止するための注意事項を指示警告するべき義務を怠った「指示警告上の欠陥」による製造物責任を問うと共に、併せて施工業者であるハウスメーカーにも施工に際して被害発生を防止するために必要な措置を講じるべき義務を怠ったとして不法行為上の責任を問うものです。製造者と一体となってエコキュートの普及に努めてきた施工業者を免責するわけにはいかないので当然被告に加えてはいますが、その責任は製造者とは次元が異なり、物事の筋道としては裁判の矛先は製造者に向けられるべきものであろうと考えています。

本訴訟は、法的には健康被害を受けてきた原告の隣家に設置されたエコキュートの製造メーカー等のみを対象とし、相手が大企業とは言え特定の個人間の紛争ですが、エコキュートによる健康被害の問題は時的・地理的に非常に大きな広がりをもつ極めて大きな社会性をもっています。約10年前に製品化されて以来、平成20年に150万台、23年には267万台も累計出荷台数を拡大し続ける一方で、全国各地でその低周波音による健康被害が続出しているという現実があります。製造者の団体や政府が本気で調べれば、無視するわけにはいかない実態がいやでも浮かび出てくるでしょう。

この裁判は、今も全国で発生している同種ケースの救済行動の『先駆け』としての意味をもつことになります。

エコキュートは、政府が地球環境問題への対応策として位置づけて補助金交付までして推奨し、日本の有名電機メーカーの多くが取り扱っている花形商品

ですが、その目覚ましい普及の陰で、本訴の原告のような被害者が後を絶たないにも拘わらず、そしてその事実を承知しているながら、製造メーカーは目をつむって普及の拡大に努め、政府もそれを後押ししているのです。

エコキュートは、『省エネ』（夜間の割安電力を利用するため夜中も稼動します）、『静音設計』（実は低周波音が出ています）と一見良いことづくめの『売れっ子商品』が表の姿ですが、限られた敷地いっぱいに住宅を建てざるを得ない日本の住宅事情の下では、隣家住人の健康被害発生の可能性を持った危険を内在する商品（「危険な商品」とは言いません。だからこそ、『表示警告』が重要なのです）という陰を持っているのです（この『陰』の姿は中々表に出てくることはありません）。

エコキュートが発する低周波音がその至近距離にある寝室で夜を過ごす隣人に健康被害を引き起こす危険性がああることを承知しながら、これを防止するために必要な調査・研究・開発を怠り、或いは省いて、利益追求を優先してきた製造メーカー各社、そして、「エコ」の美名のもと、それを放置するに止まらず、補助金まで出して後押ししてきた政府はその責任を自覚すべきです。

エコキュートの危険性を何も知らずにこれを自家に導入した利用者には罪はありません。もちろん、ただ隣に住んでいるだけの関係の隣家住人はもっと気の毒です。健康被害を受けていることを隣家に苦情を言うしかありません。罪のない者同士がエコキュートを巡って当事者となって争うという不条理が今も全国各地で起きています。

何の責任もない個人が大企業の利益追求や政府の地球環境対応政策の犠牲にならなくてはいけない筋合いは絶対にありません。政府のような権力もなく、大企業のような資金力も持たない一個人の被害者に最後に残された手段がこの製造物責任訴訟なのです。原告の勇気あるささやかな行動が政府、大企業連合への『警鐘』となり、同じ境遇で悩み苦しむ被害者への『励まし』として届くことを祈ります。